

公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（概要）

令和 7 年 4 月
内閣府公益法人行政担当室

1. 背景

公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号。以下「法」という。）は、令和 6 年 5 月 22 日に公布され、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

本政令案は、法の施行に伴い、関係政令の規定について所要の規定の整備を行うものである。

2. 概要

(1) 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の廃止について

【第 1 条関係】

主務官庁制の廃止に伴い、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令を廃止する改正を行う。

(2) 鉱業登録令の一部改正について【第 2 条関係】

① 信託の登録の申請書に添付する書面の記載事項（第 68 条第 1 項関係）

「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨」を信託の登録の申請書記載事項とするための改正を行う。

② 受託者の変更による登録申請を単独で行うことができる場面の規定（第 73 条第 1 項関係）

主務官庁制の廃止に伴う改正や公益信託独自の受託者の任務終了事由の追加に伴う改正を行う。

③ 鉱業信託原簿の記載の嘱託（第 76 条から第 80 条まで関係）

主務官庁制の廃止に伴う所要の改正を行う。

(3) 自動車登録令の一部改正について【第 3 条関係】

① 信託の登録の申請書記載事項（第 61 条第 1 項関係）

「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨」を信託の登録の申請書記載事項とするための改正を行う。

② 受託者の変更による登録申請を単独で行うことができる場面の規定（第 64 条第 1 項関係）

主務官庁制の廃止に伴う改正や公益信託独自の受託者の任務終了事由の追加に伴う改正を行う。

- ③ 嘱託による信託の変更の登録（第 66 条第 2 項関係）
主務官庁制の廃止に伴う所要の改正を行う。

(4) 漁業登録令の一部改正について【第 4 条関係】

- ① 信託の登録の申請書記載事項（第 51 条第 1 項関係）
「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨」を信託の登録の申請書記載事項とするための改正を行う。
- ② 受託者の変更による登録申請を単独で行うことができる場面の規定（第 56 条第 1 項関係）
主務官庁制の廃止に伴う改正や公益信託独自の受託者の任務終了事由の追加に伴う改正を行う。
- ③ 漁業信託登録簿の記載の嘱託（第 58 条から第 62 条まで関係）
主務官庁制の廃止に伴う所要の改正を行う。

(5) 航空機登録令の一部改正について【第 5 条関係】

- ① 信託の登録の申請書記載事項（第 49 条第 1 項関係）
「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨」を信託の登録の申請書記載事項とするための改正を行う。
- ② 受託者の変更による登録申請を単独で行うことができる場面の規定（第 52 条第 1 項関係）
主務官庁制の廃止に伴う改正や公益信託独自の受託者の任務終了事由の追加に伴う改正を行う。
- ③ 信託の変更の登録の嘱託（第 54 条第 2 項関係）
主務官庁制の廃止に伴う所要の改正を行う。

(6) 特許登録令の一部改正について【第 6 条関係】

- ① 信託の登録の申請書に添付する書面の記載事項（第 58 条第 1 項関係）
「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨」を信託の登録の申請書に添付する書面の記載事項とするための改正を行う。
- ② 受託者の変更による登録申請を単独で行うことができる場面の規定（第 63 条第 1 項関係）
主務官庁制の廃止に伴う改正や公益信託独自の受託者の任務終了事由の追加に伴う改正を行う。
- ③ 特許信託原簿等の記載の嘱託（第 65 条、第 66 条から第 69 条まで関係）
主務官庁制の廃止に伴う所要の改正を行う。

- (7) 意匠登録令の一部改正について【第7条関係】
第6条の4第2項ただし書における第1年分の登録料納付の根拠規定について、「第四十二条第一項第一号」を「第四十二条第一項」とするための改正等を行う。
- (8) 著作権法施行令の一部改正について【第8条関係】
- ① 信託の登録の申請書記載事項（第36条第1項関係）
「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨」を信託の登録の申請書記載事項とするための改正を行う。
 - ② 受託者の変更による登録申請を単独で行うことができる場面の規定（第40条第1項関係）
主務官庁制の廃止に伴う改正や公益信託独自の受託者の任務終了事由の追加に伴う改正を行う。
 - ③ 信託の変更の登録の嘱託（第42条及び第44条関係）
主務官庁制の廃止に伴う所要の改正を行う。
- (9) 回路配置利用権等の登録に関する政令の一部改正について【第9条関係】
- ① 信託の登録の申請書記載事項（第55条第1項関係）
「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨」を信託の登録の申請書記載事項とするための改正を行う。
 - ② 受託者の変更による登録申請を単独で行うことができる場面の規定（第60条第1項関係）
主務官庁制の廃止に伴う改正や公益信託独自の受託者の任務終了事由の追加に伴う改正を行う。
 - ③ 信託の変更の登録の嘱託（第62条から第66条まで関係）
主務官庁制の廃止に伴う所要の改正を行う。
- (10) 社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部改正について【第10条関係】
公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）の廃止に伴う改正や公益信託独自の受託者の任務終了事由の追加に伴う改正を行う。
- (11) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正について【第11条関係】
第3条に規定する委員に求められる識見の一つとして、公益信託に係る活動を追加する改正を行う。
- (12) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部改正について【第12条関係】

第2条第1号括弧書きに「他の公益信託の受託者に対して当該受託者が行う公益事務のために寄附その他の特別の利益を与えるもの」を追加する改正を行う。

(13) 公共施設等運営権登録令の一部改正について【第13条関係】

① 信託の登録の申請書記載事項（第48条第1項関係）

「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨」を信託の登録の申請書記載事項とするための改正を行う。

② 受託者の変更による登録申請を単独で行うことができる場面の規定（第51条第1項関係）

主務官庁制の廃止に伴う改正や公益信託独自の受託者の任務終了事由の追加に伴う改正を行う。

③ 信託の変更の登録の嘱託（第53条第2項関係）

主務官庁制の廃止に伴う所要の改正を行う。

(14) 樹木採取権登録令の一部改正について【第14条関係】

① 信託の登録の申請書記載事項（第48条第1項関係）

「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨」を信託の登録の申請書記載事項とするための改正を行う。

② 受託者の変更による登録申請を単独で行うことができる場面の規定（第51条第1項関係）

主務官庁制の廃止に伴う改正や公益信託独自の受託者の任務終了事由の追加に伴う改正を行う。

③ 信託の変更の登録の嘱託（第53条第2項関係）

主務官庁制の廃止に伴う所要の改正を行う。

(15) 漁港水面施設運営権登録令の一部改正について【第15条関係】

① 信託の登録の申請書記載事項（第49条第1項関係）

「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨」を信託の登録の申請書記載事項とするための改正を行う。

② 受託者の変更による登録申請を単独で行うことができる場面の規定（第52条第1項関係）

主務官庁制の廃止に伴う改正や公益信託独自の受託者の任務終了事由の追加に伴う改正を行う。

③ 信託の変更の登録の嘱託（第54条第2項関係）

主務官庁制の廃止に伴う所要の改正を行う。

- (16) 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令の一部改正について【第16条関係】
- ① 信託の登録事項（第39条第1項関係）
「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨」を信託の登録事項とするための改正を行う。
- ② 受託者の変更による登録申請を単独で行うことができる場面の規定（第42条第1項関係）
主務官庁制の廃止に伴う改正や公益信託独自の受託者の任務終了事由の追加に伴う改正を行う。
- ③ 信託の変更の登録の嘱託（第44条第2項関係）
主務官庁制の廃止に伴う所要の改正を行う。
- (17) 総務省組織令の一部改正について【第17条関係】
総務省設置法改正に伴い、公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関する規定について、所要の改正を行う。
- (18) その他、法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和7年6月

施行：法の施行日（令和8年4月1日予定）